札幌市都市公園維持管理業務仕様書（その２）
円山公園

１　目的

札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第８条第２項の１及び札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱第８第２項の１規定のとおり、業務の具体的内容等、管理業務の詳細を定める。

２　内容

次ページ以降、指定管理者が提出した管理業務の計画書（以下、「計画書」という。）を以って、札幌市都市公園維持管理業務仕様書（その２）（以下、「仕様書（その２）」という。）とする。

３　留意事項

(1)　計画書本文における「～します。」及び「～に努めます。」等、計画としての内容については、「～する。」及び「～に努める。」等と読み替えるものとする。

(2)　業務仕様書（その２）に記載のあるもので、「札幌市都市公園指定管理者業務仕様書」及び「各都市公園維持管理業務特記仕様書」の内容と異なる業務を行う場合は、軽微なものを除き事前に札幌市と協議の上実施すること。

(3)　なお、計画書において、実施不可能な提案及びその他仕様書（その２）として、不適当と思われる記載内容は削除している。

様式３

管 理 業 務 の 計 画 書

第３公募　円山公園

公益財団法人札幌市公園緑化協会

目　次

1　総括的事項に関する取組　1

（1）管理運営業務の基本方針、事業目標 1
（1）－1　基本方針 1
（1）－2　事業目標 3
（1）－3　持続可能な社会の実現に向けた取組 5
（2）平等利用の確保に向けた考え方と取組 6
（2）－1　平等利用確保の方針 6
（2）－2　平等利用確保の取組項目 6
（3）地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等 9
（3）－1　取組についての基本的な考え方 9
（3）－2　当協会におけるこれまでの取組・成果 11
（3）－3　当公園におけるこれまでの取組 13
（3）－4　当公園における今後の取組 13
（3）－5　当公園における電力の調達を予定している小売電気事業者 15

2　統括管理業務の実施内容　16

（1）管理運営組織の確立 16
ア　責任者の配置、組織の整備 16
イ　従事者の確保、配置 23
ウ　人材育成・研修計画 28
エ　労働関係法令の遵守、雇用環境の維持向上 32
（2）管理水準の維持向上に向けた取組 36
（2）－1　組織的な情報共有の取組 36
（2）－2　組織的な業務の見直し等の取組 37
（2）－3　管理における情報共有と業務の改善 39
（3）第三者に対する委託の方針 41
（3）－1　具体的な再委託業務 41
（3）－2　再委託の適正確保のための具体的方策 41
（4）市民との協働、地域等との連携による取組 43
ア　市民との協働や地域等との連携 43
イ　札幌市等との連絡調整 45
（5）財務 46
（5）－1　資金管理に関する基本的な考え方 46
（5）－2　現金等取扱に関する基本的な考え方 46
（5）－3　現金取扱規程 46
（5）－4　現金等取扱に関する事故防止システム 47
（5）－5　インボイス制度について 47
（5）－6　現金等取扱に関して、事故・不祥事が発生した場合 47
（6）苦情対応 48
（6）－1　苦情等対応の基本的な考え方 48
（6）－2　苦情等対応の具体的な手順 48
（6）－3　苦情等の対応システム・フロー 50
（7）記録・モニタリング・報告・評価 51
（7）－1　記録・モニタリングに関する基本的な考え方 51
（7）－2　セルフモニタリングの具体的な実施方法 52

3　施設・設備等の維持管理に関する業務の実施内容　53

（1）維持管理業務計画 53
（1）－1　総括的事項 53

（１）－２　施設・設備の維持管理 55
（１）－３　植物管理 64
（２）仕様書等との差異 75
（２）－１　維持管理基準表との内容・数量比較 75
（３）防災業務計画 77
（３）－１　防災業務の実施方針及び役割分担 77
（３）－２　防災訓練計画 79
（３）－３　事故等への対応方法 79
（３）－４　消防法への対応 84

４　事業の計画及び実施に関する業務の実施内容　85

（１）都市公園の利用促進に関する取組と実施計画 85
（１）－１　取組の基本的考え方 85
（１）－２　具体的な取組の実施計画 85
（２）マナー啓発に関する業務と実施計画 90
（２）－１　取組の基本方針 90
（２）－２　具体的な取組の実施計画 90

５　利用者サービス等に関する取組　93

（１）利用促進計画 93
（１）－１　有料公園施設利用促進の基本方針 94
（１）－２　業務計画の実施要領 94
（２）自主事業への取組 96
（２）－１　取組の基本的な考え方 96
（２）－２　取組の具体的内容 97
（３）公園の課題把握及び理想像の実現 100

６　管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について　101

（１）既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保 101

７　類似業務の実績について　102

（１）指定管理業務の実績 102
（２）他公園・施設等における維持管理業務、その他緑化関連事業の実績 102
（３）当協会の業務における成果の代表事例 103

８　札幌市内の企業等の活用について　109

（１）活用についての考え方 109
（１）－１　札幌市内の企業・団体を活用する理由 109
（１）－２　札幌市内の企業・団体の中での優先事項 109
（２）活用に向けた具体的な取組 109

９　その他（都市公園の管理運営に関する提案事項）　110

（１）適正な業務執行について 110
（１）－１　個人情報の適正な取り扱いについて 110
（１）－２　円滑な引継ぎ対応について 110
（２）当公園の管理運営についての提案 110
（２）－１　公園施設等の修繕、処置について 110

1　総括的事項に関する取組

(1)　管理運営業務の基本方針、事業目標

都市公園の管理運営に関して、施設の設置目的及び基本的方向性、機能を実現するとともに、市民サービスの向上、経費の縮減を図る上での基本方針、事業目標を記して下さい。

1　総括的事項に関する取組

（1）管理運営業務の基本方針、事業目標

（1）－1　基本方針

円山公園の特徴

明治２年、島判官は札幌に本府を設置するべく、円山の丘の上から見渡して現在の碁盤目状の街割りを設定したといわれています。後に円山は禁伐林として手厚く守られ、大都市にあって極めて貴重な自然を残していることから、自然観察や散策の場として市民に親しまれています。

明治４年には、円山の現在地に社殿が造営され、後の北海道神宮に発展しました。また、島の従者福玉仙吉が島の死を悼んで参道に植えたサクラの木は、やがて札幌市民の花見の名所として定着していきます。

明治 13 年には、現在の坂下野球場のあたりに円山養樹園が設置され、国内外の様々な樹木の適性試験が行われた結果、カラマツやニセアカシアをはじめとした多数の樹木の苗木が全道各地に送られ、植栽されました。現在も園内で独特な景観を醸しだしているスギ林は、養樹園の名残りを留めています。

明治 34 年に養樹園が旭川市神楽に移転したため、札幌区（現在の札幌市）がその跡地を公園予定地として国から借り受け、大通公園、中島公園とともに東京市の技師長岡安平に設計を依頼して整備が行われました。公園として完成したのが今から百年以上前で、以来、大通公園、中島公園と並んで都心部における札幌市民の憩いの場所として現在に至っています。

都市公園としての円山公園は、管理者の異なる動物園、総合運動場、児童会館を含んだ区域となっていますが、多くの市民は、隣接する円山原始林（国有林）と北海道神宮を合わせた区域全体を『円山公園』と認識していると考えられることから、常にこの区域全体を意識した取組が求められます。

円山公園の管理運営の基本方針

公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下、「当協会」といいます。）は、指定管理者制度導入前の平成 12 年度から継続して、円山公園（以下、「当公園」といいます。）の特性を生かした効率的かつ効果的な管理運営を実施してきました。

今後も札幌市の貴重な財産である当公園の特徴を最大限に生かし、魅力ある公園として多くの市民に利用していただけるよう、当協会の «理念» と«運営方針» に掲げる 「５つのＫ」を基とした次の『基本方針』に則り、当公園の管理運営を行っていきます。

公益財団法人札幌市公園緑化協会の≪理念≫と≪運営方針≫

≪ 理念≫

私たちは、札幌市民との相互信頼のもと、みどりを通じた心豊かな持続可能なまちづくりの実現と、みどり豊かな札幌の次代への継承に貢献します。

≪ 運営方針≫

上記理念の実現のため、次の『５つのK』を柱とし、指定管理者として公園の価値と市民の満足度の向上につなげます。

「５つのK」

公平

公園・施設でのサービスの提供においては、平等・公平を最優先して、単なるサービスに留まらず、誰に対しても思いやりと感謝にあふれた真のホスピタリティを目指します。

公開

社会情勢の変化や市民のニーズに対して迅速で的確な対応をとり、公正で透明性のある、開かれた公園・施設の運営に努めます。

効率

長年の公園・施設管理において培った実績・ノウハウを基に、長期的な視点と即対応の視点の両面から、公園・施設の効率的・効果的な管理運営を行い、経費の削減と安定した質の高いサービスを実現します。

協働

ボランティア等の市民協働による公園・施設管理を推進するほか、ファン、リピーターを増やす取組により、公園・施設を核として地域の人や資源のつながりを創り出すことで、地域の活性化に貢献します。

環境

環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷低減や生物多様性保全への取組を維持・向上させ、市民の財産であるみどりを次代へ継承します。

管理運営の基本方針

1. 平等・公平な利用の機会を確保し、公共の福祉増進の場としての利用効果を高めます。
2. 関係法令・条例等を遵守し、利用者や市民の声の反映に努め、開かれた管理運営による安全で安心、快適な利用環境を提供します。
3. 資源・施設の長寿命化を念頭に置き、効率的な管理運営による経費削減を図り、安定した質の高いサービスを提供します。
4. コミュニティ活動の拠点の一つと位置付け、市民や関係諸団体・機関との連携・協働を推進し、資源の積極的な活用を図り、活動の場としての魅力を高めます。
5. 公園と周辺自然林の自然環境に接し、守り育てる活動を通じて、市民の自然を大切に思う心をはぐくみます。
6. 当公園の特徴である、豊かな自然環境を最大限に生かし公園の魅力・価値の向上に努めます。

（1）＝2　事業目標

当公園の管理運営にあたっては、前述の特徴を踏まえ、当協会の基本方針を基に次の５つの事業目標を立て、その達成のために各種の事業に取り組みます。

事業目標１　総合公園としての市民サービスの向上

① 動物園や総合運動場、北海道神宮など多くの人が訪れる施設と隣接・共存する当公園は、これらの施設を含む全体のインフォメーション機能を意識し、情報の把握と案内などの利用者サービスに取り組みます。

② 花見や初詣の時期には北海道神宮と連携を密にし、混雑時の対応を円滑にして、事故や混乱のない管理運営を目指します。

③ パークセンターを活用し、各施設のイベントや情報の発信基地としての機能を最大限に発揮します。

事業目標２　都市部に残された貴重な自然資源と歴史的価値の保全と啓発

① 当公園は古くからサクラの名所として市民に親しまれ、花見の場として長い歴史があります。当公園の魅力の一つであるサクラの価値を高めるため、適切な維持管理を行います。

② かつて円山養樹園があった山裾の区域は、スギ林をはじめとする当時の樹木が多く残り、歴史的にも貴重な財産となっています。これらの貴重な樹木を守り育てるための維持管理を行うほか、樹木マップを活用した園内ツアーなどにより、その価値を市民に知っていただくよう取り組みます。

③ 当公園は明治の開拓時代からの歴史があり、それらを記念した碑や銅像、慰霊碑などが多数設置されています。このような歴史的側面も広く利用者に伝え、当公園の魅力を広めます。

④ 円山原始林の貴重な自然を保護するために、平成 20 年度から実施している特定外来生物「オオハンゴンソウ」の駆除を継続します。また、平成 27 年度から実施しているゴボウやイワミツバなど生態系への影響が大きい外来植物の駆除も継続し、天然記念物である円山原始林の植生への影響を防ぎます。

⑤ 当公園では春の北海道を彩るエゾエンゴサク、キバナノアマナ、ニリンソウ等の美しい野草の群落が見られるエリアがあり、これを目当てに散策をする利用者も見られます。これらの野草に配慮した適切な管理によって、北海道らしい景観の保全に取り組みます。

⑥ パークセンターをインタープリテーションの場（探鳥会や自然観察会に関わる方々の情報交換の場）として活用し、豊かな自然環境を活かした利用促進を図ります。

事業目標３　賑わいと静けさが共存する、安心して憩える場としての魅力の向上

① 花見や初詣、競技場や球場での競技会開催時などには大変賑わう一方、普段は神宮外苑の静かな環境の中での散策やランニングに利用されるなど、当公園の多様な利用形態を踏まえた管理運営を行います。

② 強風時の倒木や、園内を流れる円山川の増水、ヒグマの出没やスズメバチの活動など、園内及び周辺で想定される様々な危険に対し、関係機関と連携して、利用者への迅速な周知など的確な安全対策を実施します。

事業目標４　開かれた公園管理体制の構築

① 花見や初詣などの混雑対応として、当協会のほか、北海道神宮、警察、消防、動物園等の関係機関が一同に会し開催される「検討会議」の中心メンバーとして積極的に発言・提案等を行い、地域の安全・安心と快適な環境の維持に貢献します。

② ボランティアコーディネーターを配置して、園内で活動するボランティアを育成・支援することにより、開かれた公園管理を推進し、地域の活性化を図ります。

③ 当公園の管理区域外の他施設（動物園、総合運動場、児童会館）の諸問題に対しては、各施設との協議等により解決を図り、周辺施設を含めた公園全体として利用者の安全と利便性の向上を目指します。

事業目標５　効率的な維持管理による施設の長寿命化と環境負荷の低減

① 計画的な予防保全や事後保全を組み合わせ、園内の施設・設備のライフサイクルコストを縮減するとともに、長寿命化を図ります。

② 環境負荷低減の施策については、当協会の環境マネジメントシステムに基づき適切に運用します。

③ 利用者や地域住民の安全・安心のために、化学農薬の使用を極力抑制するとともに、園内で発生する植物残渣の堆肥化や剪定枝のチップ化など、園内植物リサイクルに積極的に取り組み、環境への負荷を低減します。

中央入口から園内を望む

神宮下園地拡張地（札幌国際芸術祭 2017）

（1）－３　持続可能な社会の実現に向けた取組

当協会は「持続可能な 2030 年までの開発目標（SDGs）」に賛同し、将来にわたって、誰もがやすらぎや生きる喜びを感じられる場所を提供できるよう、公園を安全・快適に保ち、環境保全や健康・福祉等の取組を積極的に実施します。

当協会の SDG s への主要なアクション

適切な公園管理
みどり豊かな都市づくり

・計画に基づく公園管理
・災害対応
・人や環境にやさしい植物管理
・レクリエーションや交流の場の提供
・人と人、人と緑のつながりづくり
・ボランティアとの協働　　等

誰もが
利用しやすい
環境づくり

・平等利用の確保
・バリアフリー対応
・多言語対応
・接遇研修
　　等

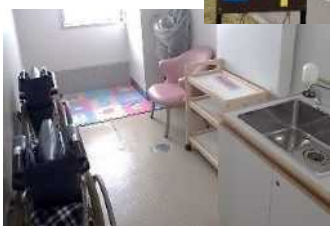

環境保全
環境教育

・希少植物の保護
・観察会
・環境展示
・子どもたちや
　ボランティアによる調査
・小学校等の実習受入
・侵略的外来種防除　等

気候変動対策

・電気使用量の削減
・冷暖房の節約
・エコドライブ
・産業廃棄物の適正な処理
・フロン類の適正使用
・ボイラーの適正管理
・グリーン購入
・雪の利活用
・雨水浸透型花壇　　等

資源の有効利用

・植物リサイクル
(堆肥、チップ、クラフト素材)
・廃食油回収
・機械等の長期利用　等

働きやすい
環境づくり

・ハラスメント防止
・安定雇用
・子育て支援
・女性の活躍
・研修助成制度　等

個別の取組については「１（２）平等利用の確保に向けた考え方と取組」（P.6）、「１（３）地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等」（P.9）、「３（１）維持管理業務計画」（P.53）、「４事業の計画及び実施に関する業務の実施内容（P.85）」、「５利用者サービス等に関する取組」（P.93）に詳記します。

(2)　平等利用の確保に向けた考え方と取組
都市公園における平等利用の確保の方針及び取組項目を記してください。

（2）平等利用の確保に向けた考え方と取組

すべての利用者に対して公平・平等・公正なサービスを提供することは、公共施設である公園の管理運営において最も重要な基本事項であると考えます。

当協会では、当公園において平等な利用機会を確保するため、次のとおり方針を定め、取り組みます。

（2）－1　平等利用確保の方針

当協会は、公の施設の利用について規定した、地方自治法第 244 条第２項（正当な理由なく利用を拒んではならない）及び第３項（利用に際して不当な差別的取扱いをしてはならない）を遵守し、年齢や障がい、性別、主義・主張、思想・信条、民族や言語、社会的地位や身分の違い、その他不当な理由によって公園の平等利用が妨げられることのないよう、全スタッフに対する教育を徹底して、当公園の適切な管理運営を行います。

特に、配慮が必要な障がい者に対しては、障害者差別解消法の趣旨に則り、公園・施設において不当な差別的取扱いをすることのないよう、また、施設等の利用の際の要望・申し出に進んで対応し、合理的配慮を行うことで「困りごと」の解消に努め、共生社会の実現に寄与します。

（2）－2　平等利用確保の取組項目

スタッフへの教育指導の徹底

当協会では、当公園における平等利用の確保のため、接遇・サービス研修、バリアフリー講習をスタッフに受講させます。公園という公共の場において、「思いやりと感謝の気持ちで等しく利用者に接する」というスタッフの基本的な心構えを学び、様々な状況への対応について習得し、平等利用の確保を図ります。

また、特定の個人・団体に対する不当な利用拒否・利用制限などの差別的取扱いや、逆に便宜を図る等の特別扱いや優遇など、対応に注意を要する具体的事例をミーティング等において全スタッフで学び、レベルアップに努めます。

違法・不正行為の防止

日常の管理において、犬のノーリード、落書き、放火、器物の損壊、植物の盗掘、ゴルフ、花火や火気の使用、無許可の占用使用など、公園における様々な違法・不正行為や不審行為に対して、それぞれの予防対策を検討して実施します。

上記のような行為が発生した場合は、迅速に状況を把握した上で、指導、通報・報告、事態の打開・原状復旧等の対応を適切に行い、必要な再発防止策を講じます。

マニュアルの作成・共有

公園・施設、特に有料施設の利用にあたっては、取扱マニュアルを作成し、全スタッフに周知徹底します。

その他の具体的取組

利用者が可能な限り同様のサービスを受けられるよう、公園管理の質を一定水準に保つとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点も意識して業務に取り組みます。

⑪ 配慮が求められる方々に対する利用環境の整備

ａ パークセンターに配備している車いすについて、貸出時に不具合のないよう、適切な点検整備に努め、気軽にご利用いただけるよう、貸出情報をホームページや園内掲示でお知らせします。

ｂ 海外からの利用者の利便に配慮して、外国語の園内サインの充実に努めます。また、多言語版の公園リーフレットを提供します。

ｃ 会話によるコミュニケーションが困難な状況に備えて、筆談、コミュニケーションボード等による利用案内に努めます。

ｄ 園内の案内表示等については、誰にでも分かりやすいピクトグラムや、配色を含めたユニバーサルデザインの導入、バリアフリー情報を含むマップの提供などにより、誰もが利用しやすい公園環境の創出・維持に努めます。

ｅ 子育て中の方々が快適に利用できるよう、パークセンターでミルク用のお湯を提供します。また、パークセンターに確保している授乳スペースの利用案内に努めます。

ｆ アンケート収集では幅広い年齢層を対象に、子どもの意見も積極的にくみ上げ、公園利用に反映させていきます。

ｇ スタッフのネームプレートはひらがなで大きく表記し、小さな子どもでも名前が確認できるようにします。

⑫ 有料施設における平等利用の確保

ａ 「札幌市公共施設予約情報システム」及び「有料施設の優先使用に係る取扱要領」の確実な理解により、公平かつ円滑な利用者対応に努めます。

ｂ 準備・後片付けの時間を含めて利用時間を守っていただくよう、利用者に周知を図ります。

ｃ 有料施設を適時巡回し、不正利用の排除に努めます。

⑬ 利用環境の継続的改善と適切な情報提供

ａ 園路の不陸や段差などは、日常の巡回点検によりいち早く把握し、迅速に復旧・改善を行い、公園利用の安全と平等な利用環境の確保に努めます。

ｂ 故障や修繕により、施設等が利用できない場合は、復旧時期（時刻）や代替利用など必要な情報案内に努めます。

ｃ 公園利用届等の情報に基づいて管理作業のスケジュールを調整するとともに、利用者が過度に集中しないよう、利用日時の調整を図ります。

ｄ ホームページを活用し、公園利用の基本情報のほか、四季折々の景観や樹木・草花の情報、園内で実施するイベント・プログラムの情報など、利用者のニーズに的確に応える情報を分かりやすく提供します。

e インターネットを利用されない方に不公平感が生じないよう、広報誌「札幌市からのお知らせ」、マスメディアやフリーペーパー等への情報提供、園内掲示、ニュースレターなど、複数の手段による情報提供に努めます。

④ イベントや自主事業等における平等利用の確保

a 講習会等の参加受付において、定員を超えた場合には公正な抽選を実施します。また、先着順で受け付ける場合についても、事前に幅広く情報提供を行うなど、不公平感を与えないように対応します。

b イベントなど、通常とは異なる公園利用の際には、一般の利用者に不都合や不利益が生じないよう、事前にイベント内容を周知するとともに、当日の対応などを適切に実施します。

⑤ 利用者の声の適切な反映やマナー啓発等の取組

a 公園・施設の利用に関する苦情や改善等の要望を受けた時は、その内容を記録・整理し、利用環境の改善に役立てます。また、これら苦情や要望の申し立てによって差別や取り扱いの差異が生じないよう、適切な対応に努めます。

b 誰もが気持ち良く公園・施設を利用できるよう、利用者のマナー向上に取り組みます。具体的な取組内容は「４（２）マナー啓発に関する業務と実施計画」（P.90）に詳記します。

⑶　地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等

エネルギーの管理・合理化、温室効果ガス発生の管理・抑制、環境配慮に向けた取組についての基本的な考え方と、これまでの取組実績や具体的なノウハウなどアピールしたい内容等を記入してください。

（３）地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等

人類の活動が原因となり進行している地球温暖化は、一朝一夕には解決できない大きな問題ですが、地球上のすべての人、とりわけ大きな影響を及ぼしてきた先進国の人々は、温暖化がもたらす様々な影響について意識し、その防止に向けて一人ひとりができることに取り組む責務があります。

札幌市では平成 20 年に「環境首都・札幌」宣言を世界に向けて発信し、平成 30 年には「第２次札幌市環境基本計画」を策定し、2050 年に向けた札幌市の環境の将来像として、『次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市「環境首都・SAPP‿RO」』を掲げています。

また、令和２年２月には、「ゼロカーボン都市」達成に向けた宣言、令和３年３月には、「札幌市気候変動対策行動計画」を策定するとともに、「札幌市気候非常事態宣言」を発し、持続可能な脱炭素社会の構築に向け、気候変動対策への取組強化を呼びかけています。

今後は生物多様性の保全や、資源・エネルギーの有効活用などの要素に加え、市民の意識や取組をより一層高め、市民協働による「持続可能なまちづくり」を推進することが特に求められています。

当協会では、平成 17 年度に環境マネジメントシステム（以下、「EMS」と略します。）を構築して運用を開始し、平成 18 年３月に ISO14001 の認証を取得しました。

そして、平成 25 年５月には北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）の認証（ステップ１）を取得し、ISO14001 から切り替えて、自主性・効率性を重視した環境活動の取組を継続しています。

当協会は、市民の財産である公園の管理において、市民の「環境に対する厳しい目」に応えていくとともに、公園利用を通じて、市民に環境について考え、学び、行動する機会を提供する必要があると考えます。

当公園の管理運営においても、当協会が運用する EMS に基づいて、環境への配慮に積極的に取り組みます。

（３）＝１　取組についての基本的な考え方

当公園及び周辺地域は緑豊かな環境を有することから、これら環境の保全と環境意識の啓発は公園管理において重要であり、当公園は、市民にとってかけがいのない特徴のある緑空間であることから、この良好な環境の保全と市民利用の両立を図れるよう、しっかりした環境配慮の意識を持って管理を行っていきます。

当協会では、環境に配慮した公園管理の実施にあたって、次ページに示す「公益財団法人札幌市公園緑化協会環境方針」をその基本的な考えとします。

公益財団法人札幌市公園緑化協会 環境方針

基本理念

「緑」に象徴される植物は、長い年月をかけて大気に酸素を供給するとともに食物連鎖の基盤として、多様な生命の営みを支えてきました。私たちが生活を営む人間社会も、この「緑」を抜きには成り立ちません。

人間社会は、特に 20 世紀後半以降の科学技術の急速な進歩によって、非常に便利で豊かになりました。しかし、人口の増加や経済活動の拡大などによって、化石燃料などの地球資源は急速に消費され、その過程で発生する二酸化炭素や各種の有害な廃棄物などが増加しました。その結果、地球温暖化、大気汚染、海洋汚染、生物種の減少・絶滅など、地球規模の環境破壊が急激な速度で進行しています。

私たちは、現在の豊かな生活を無条件には享受できない状況に置かれています。私たち人間が生きて生活する地球の環境を守り、次の世代に引き継ぐ責務を負っていることを一人ひとりが自覚して行動する必要があります。

【公益財団法人札幌市公園緑化協会】は、公園緑地の良好な管理運営と都市緑化の普及啓発を図ることによって、市民に快適な生活環境を提供するための事業を推進します。同時に、私たちは市民とともに、「緑」の創出・保全を図ることで地球環境の改善に最大限努力します。

この取組みを適切に維持するために、当協会では環境マネジメントシステムを構築し、運用します。

基本方針

「緑」を通じた快適な生活環境づくりと地球環境の保全に寄与するため、次の方針に基づき、日々の事業活動に取り組みます。

１ 環境経営の推進

地球環境への影響低減・環境保全への取組みが、当協会の事業目的の達成にも資することを目指した「環境経営」を推進するため、環境マネジメントシステムを活用します。

２ 環境パフォーマンスの継続的改善

環境目的・目標を定め、その達成に向けて努力するとともに、定期的な検証と見直しを行うことにより、環境パフォーマンスを向上させるための継続的な改善を図ります。

３ 環境意識の啓発

当協会の事業活動に関わる人々のほか、広く市民に対して地球環境の大切さを啓発し、環境保全に対する意識の向上、社会的合意形成の強化に貢献します。

４ 環境の維持・改善

日常の事業活動においては特に、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減及びリサイクルの推進等により、環境負荷の低減と生物多様性の保全に努めます。

５ 環境に関する危機管理の徹底

突発的な事故や自然災害によって生じるおそれのある環境への悪影響について、予防措置を講じるとともに、被害を最小限に留めるための取組みに努め、環境汚染に対する危機管理を徹底します。

６ 法律等の順守

地球環境保全に誠実に取り組む前提として、環境関連の法律・条例等を順守し、また当協会が同意する外部との環境に関わる取決め等についても、これを守ります。

この環境方針は、職員をはじめ当協会の事業活動に関わる全ての人に周知徹底するとともに、外部に公表します。

2022 年４月１日

公益財団法人札幌市公園緑化協会
理事長　　近　藤　哲　也

（3）＝2　当協会におけるこれまでの取組・成果

当協会は EMS において、毎年環境目標を設定し、全スタッフの教育・訓練を実施して環境活動に取り組んでいます。

当協会 EMS における環境目標達成に向けた活動の流れ

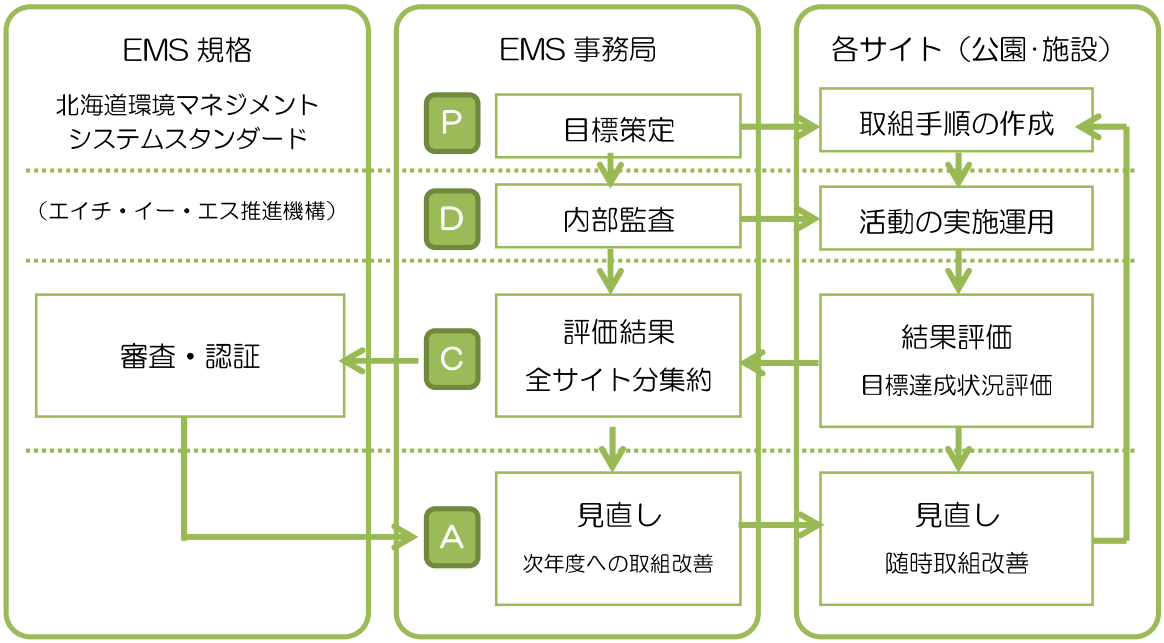

これまで様々な目標を設定して活動してきましたが、近年は、公園・施設の管理運営における市民協働の推進や、生物多様性保全等の事業内容に即した視点で独自の目標を設定し、効果的な環境活動を目指しています。当協会の EMS における平成 18 年度から現在までの目標は次のとおりです。

実施年度	当協会 EMS の目標
平成 18-19	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上、植物系廃棄物の再資源化 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成 20	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成 21-23	一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増、業務改善・新規事業等の提案 時間外勤務時間削減、食用廃油回収量増
平成 24	OA 用紙使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成 25-27	電気使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成 28-現在	電気使用量削減、残業時間削減（電気使用量削減、ワーク･ライフ･バランス推進） 特定外来生物の侵入軽減、食用廃油回収量増

EMS による環境活動の中でも、特にエネルギー使用量の削減は、温室効果ガスを抑制し、経費節減にも直結することから、最優先の課題として取り組んできました。これまで、電気・燃料等の項目別に、各公園で個別に効果的な手順を策定して取り組み、測定結果に基づき常に改善を進めてきた結果、主要公園で指定管理者制度が始まった平成 18 年度との比較で、令和３年度には以下のとおり 44.7%の削減を達成しています。

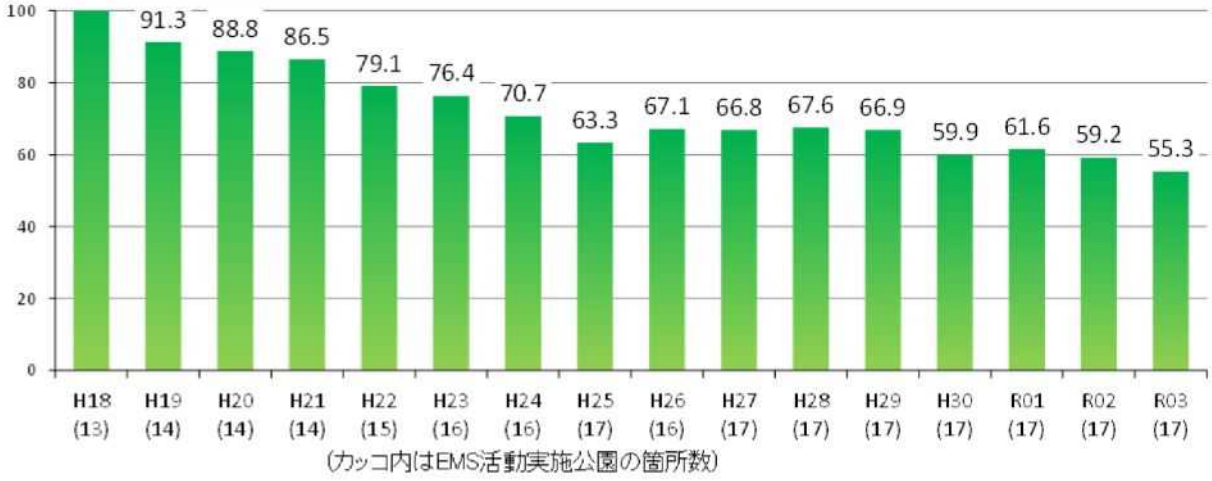

当協会の管理公園・施設におけるエネルギー使用量の推移（平成 18 年度を 100 とした EMS 活動実施公園・施設の平均値）

エネルギー使用量のうち、最も比率の高い電気使用量については、その抑制を継続して EMS の目標に設定しており、細かな節電の積み重ねや LED 照明への転換の推進、公園・施設利用に支障とならない範囲での照明・機器類の運用の見直しなど、細かな節電の積み重ねにより削減に努めています。

化石燃料については、基本的な節約の取組以外にも、環境への負荷が少ない BDF（バイオ・ディーゼル・フューエル）混合燃料を使用しており、百合が原公園緑のセンター、川下公園リラックスプラザのボイラー燃料には B10 重油（BDF10%混用 A 重油）、百合が原公園リリートレインや一部公園の業務車両の燃料には B5 軽油（BDF5%混用軽油）を導入しています。

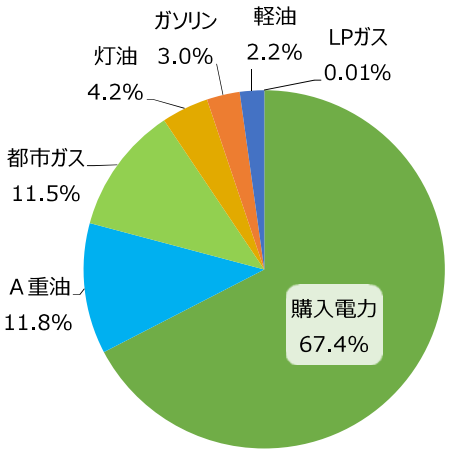

当協会のエネルギー使用量の項目別比率（令和３年度）

また、当協会が管理する主要公園・施設に使用済み食用油の回収ボックスを設置して、公園で使用している低環境負荷燃料の原料とすることで、市民がリサイクルの成果を実感し、環境保全意識を高めることにつなげています。

当協会は、EMS の認証を取得して環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所として、平成 20 年８月に「さっぽろエコメンバー」レベル３に登録し３年毎の更新を続け、現在に至っています。また、平成 21 年４月からさっぽろエコメンバー登録事業所は、同時に、北海道が実施する北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門の登録事業所になるこ

とから、平成 23 年８月の更新時には北海道グリーン・ビズ認定制度において「優良な取組」部門ランク３に登録し、同様に更新を続けています。

（３）＝３　当公園におけるこれまでの取組

当協会では、これまでの円山公園の管理において、当協会の EMS に基づき、積極的に環境活動に取り組んできました。

当公園のエネルギー使用量の内訳については、電気が 83.5%を占めることから、特に電気使用量の節減に力を入れて取り組んでいます。

また、自然豊かな当公園にも、オオハンゴンソウやゴボウ、イワミツバなどの外来植物が侵入しており、これら外来種による生態系への影響を低減するための駆除活動を実施しています。

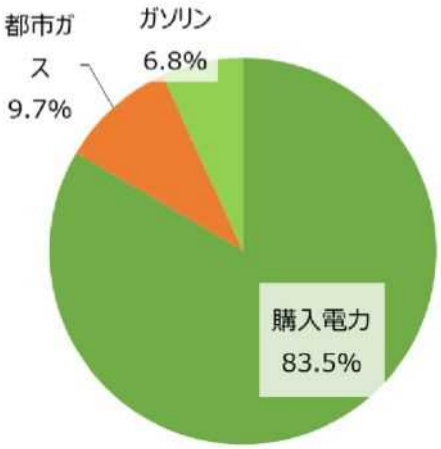

当公園におけるエネルギー使用量の
項目別比率（令和３年度）

当協会で EMS の共通目標として取り組んでいる「特定外来生物オオハンゴンソウの駆除」は、当公園の取組がきっかけとなったもので、その後、活動が他公園に広がり大きな成果を上げています。今後も、市民の参加を積極的に受け入れて、普及啓発と併せて活動を継続します。

（３）－４　当公園における今後の取組

令和４年度、当協会が EMS で取り組む目標は、次のとおりです。

当協会 EMS の環境目標（令和４年度）
・電気使用量の削減
・ノー残業デーの超過勤務時間の削減
・特定外来生物の侵入軽減
・食用廃油の回収量増加（当公園以外の一部公園）

今後も、当協会の EMS に基づく取組を継続するほか、生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークへの加入を継続し、植物残渣のリサイクル、講習会などを通じての環境教育に取り組みます。その他、環境配慮に関連する具体的な取組として、当公園では以下に示した項目について、スタッフ全員で取り組みます。また、スタッフから環境配慮のアイディア、工夫等の提案を募り、積極的に取り入れて改善に努めます。

① 物品やサービスの購入時の取組

項　目	具体的取組
グリーン購入	事務用品はグリーン購入法適合品を選択
長寿命の見込める商品の選択	長期的視点での機種選択 （耐久性、メンテナンスや部品交換の容易さ）
地域の産品や企業の積極的選択	地域振興への貢献及びマイレージ（輸送に係る環境コスト）を小さくする考え方での選択

② 物品やサービスの使用時の取組

項　目	具体的取組
電力使用量の削減	エコスタイル（服装と温度設定）の実施 屋内照明の積極的な消灯（不要箇所、外光利用） 就業時刻前、昼休みの消灯（管理スペース） OA 機器類の適切な節電設定 週１日ノー残業デーを設ける 照明器具の定期的清掃 省エネ型自販機の導入 積雪期等の不要な園路灯の消灯
水の使用量の削減	手洗い蛇口、トイレ等の吐出量の調整
OA 用紙使用量の削減	両面コピーの徹底、裏面利用（メモ用紙等） 電子データ化・電子決裁の推進 勤怠管理システムの導入
化石燃料使用量の削減 （暖房、作業機械）	エコスタイルの実施（ウォームビズ） BDF 配合燃料の使用（リリートレイン、作業機械の一部） ペレットストーブの優先使用（パークセンター） 暖房器具の適正な運転、点検整備 作業機械の定期点検整備、作業時の出力調整
自動車燃料使用量の削減	環境性能に優れた車種の導入（エコドライブ表示付き車種の一部導入） アイドリングストップの励行 急発進、急加速、空ふかしをしない タイヤ空気圧の点検・調整 経済速度の遵守 不要な荷物を積載したままにしない 公共交通機関の利用

③ 廃棄物に関する取組

項　目	具体的取組
ごみ排出量の削減	自販機業者によるビン・缶・ペットボトル回収 利用者へのごみ持ち帰り協力の周知 ごみ発生量の少ない商品の選択 （簡易包装、繰り返し使用、詰替え等）
植物系廃棄物の再資源化、有効活用	管理等で発生した植物系廃棄物（剪定枝、間伐材）のリサイクル使用 剪定枝、つる、木の実等を工作等の素材に利用

㊍ 生物多様性保全に関わる取組

項　目	具体的取組
在来種の保全	在来種の生息・分布状況調査 外来種の調査・駆除 野生動物への餌付けの影響についての調査
生物多様性保全に関する教育普及	地域の自然、植生、生物等についての教育普及 外来種等の問題に対する普及啓発 野生動物への餌付け問題に対する普及啓発
減農薬管理	木酢やフェロモントラップなどを活用した植物の病虫害対策
生物多様性に関わる連携	生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークに参加し活動拠点施設として登録

（3）－5　当公園における電力の調達を予定している小売電気事業者

当公園における電力を調達している小売電気事業者２社は令和５年度の「環境配慮評価基準」を満たすことが見込まれることから契約を継続し、当該の小売電気事業者２社から電力を調達します。

なお、契約している小売電気事業者が令和５年度の「環境配慮評価基準」を満たさなかった場合は当協会の規定に則し入札等を行い、環境配慮評価基準を満たす小売電気事業者から電力を調達します。